

電気需給約款(低圧)取次用 新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>1.適用</p> <p>当社は、本小売電気事業者（3（定義）(19)号に規定する本小売電気事業者をいい、以下、1（適用）において同様とします。）が低圧需要に供給する電気の取次ぎを行っており、この電気需給約款(以下、「本約款」といいます。)は当社に電気需給契約申込書(以下、「本申込書」といい、本約款、本申込書およびお客さまが適用を受ける電気料金プラン約款を合わせて「需給契約」といいます。)を提出されたお客さまに関し、中部電力株式会社の一般送配電事業における供給区域内のお客さまの需要場所に対して、本小売電気事業者が中部電力株式会社と締結した接続供給契約に基づき電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。</p>	<p>1.適用</p> <p>当社は、本小売電気事業者（3（定義）(19)に規定する本小売電気事業者をいい、以下、1（適用）において同様とします。）が低圧需要に供給する電気の取次ぎを行っており、この電気需給約款(以下、「本約款」といいます。)は当社に電気需給契約申込書(以下、「本申込書」といい、本約款、本申込書およびお客さまが適用を受ける電気料金プラン約款を合わせて「需給契約」といいます。)を提出されたお客さまに関し、中部電力株式会社の一般送配電事業における供給区域内のお客さまの需要場所に対して、本小売電気事業者が中部電力株式会社と締結した接続供給契約にもとづき電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
<p>2.本約款等の変更</p> <p>(1) 一般送配電事業者（3（定義）(6)号に規定する一般送配電事業者をいいます。）の定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例または規則等の改正により本約款の変更の必要が生じた場合、当社が小売電気事業者としてお客さまに電気を供給することとなった場合その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、あらかじめ効力発生時期を定めて、お客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申し出がないときは、効力発生時期の到来後は、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。</p> <p>なお、変更後の本約款は当社のホームページに掲載することにより交付することとします。</p>	<p>2.本約款等の変更</p> <p>(1) 一般送配電事業者（3（定義）(6)に規定する一般送配電事業者をいいます。）の定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例または規則等の改正により本約款の変更の必要が生じた場合、当社が小売電気事業者としてお客さまに電気を供給することとなった場合その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、あらかじめ効力発生時期を定めて、お客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申し出がないときは、効力発生時期の到来後は、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。</p> <p>なお、変更後の本約款は当社のホームページに掲載することにより交付することとします。</p>	<p>(変更)</p>

<p>(2) 本約款の変更をしようとし、または変更した場合、(3)に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。</p> <p>イ 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送付その他当社が適切と判断した方法（以下、「当社が適切と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。</p> <p>ロ 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。</p> <p>(3) 本約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更をとまわらない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。</p> <p>(4) 消費税法および地方消費税法の改正等により、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、お客さまは、変更された税率にもとづき、本約款に定めるお客さまが負担する債務をお支払いいただきます。</p>	<p>(2) 本約款の変更をしようとし、または変更した場合、(3)に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、<u>次</u>のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。</p> <p>イ 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送付その他当社が適切と判断した方法（以下、「当社が適切と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。</p> <p>ロ 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、<u>当社ならびに本小売電気事業者</u>の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。</p> <p>(3) 本約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更をとまわらない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。</p> <p>(4) 消費税法および地方消費税法の改正等により、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、お客さまは、変更された税率にもとづき、本約款に定めるお客さまが負担する債務をお支払いいただきます。</p>	<p>(変更)</p> <p>(追加)</p>
<p>3. 定義</p> <p>以下の言葉は、需給契約においてそれぞれ以下の意味で使用いたします</p>	<p>3. 定義</p> <p><u>次</u>の言葉は、需給契約においてそれぞれ<u>次</u>の意味で使用いたします。</p>	<p>(変更)</p>

ます。

(1) 低圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

(2) 契約電流

お客さまが契約上利用できる最大流量（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。

(3) 契約容量

お客さまが契約上利用できる最大容量(キロボルトアンペア)をいいます。

(4) 契約電力

お客さまが契約上利用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(5) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方消費税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(6) 一般送配電事業者

お客さまの需要場所を供給区域とする電気事業法第2条第1項9号に規定する一般送配電事業者としての中部電力株式会社をいいます。

(7) 電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯または水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(8) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(9) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(1) 低圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

(2) 契約電流

お客さまが契約上利用できる最大流量（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。

(3) 契約容量

お客さまが契約上利用できる最大容量(キロボルトアンペア)をいいます。

(4) 契約電力

お客さまが契約上利用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(5) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方消費税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(6) 一般送配電事業者

お客さまの需要場所を供給区域とする電気事業法第2条第1項9号に規定する一般送配電事業者としての中部電力株式会社をいいます。

(7) 電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯または水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(8) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(9) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

<p>(10) 契約負荷設備 お客さまが契約上使用できる負荷設備をいいます。</p> <p>(11) 契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。</p> <p>(12) 燃料費調整額 燃料費の変動を電気料金に反映させるための制度にもとづいて電気料金プラン約款に記載の方法により算出された値をいいます。</p> <p>(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第1項に定める賦課金をいい、電気料金プラン約款に定めるところによります。</p> <p>(14) 電気料金 電気料金は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額、および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電気料金プラン約款で定める割引制度を適用する場合の料金は、割引前料金から割引額を差し引いたものといたします。</p> <p>(15) 供給地点 本小売電気事業者が、一般送配電事業者から、お客さまに電気を供給するために行う接続供給に係る電気の供給を受ける地点をいいます。</p> <p>(16) 接続供給 本小売電気事業者がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、本小売電気事業者が一般送配電事業者から受ける電気の供給をいいます。</p> <p>(17) 接続供給契約</p>	<p>(10) 契約負荷設備 お客さまが契約上使用できる負荷設備をいいます。</p> <p>(11) 契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。</p> <p>(12) 燃料費調整額 燃料費の変動を電気料金に反映させるための制度にもとづいて電気料金プラン約款に記載の方法により算出された値をいいます。</p> <p>(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第1項に定める賦課金をいい、電気料金プラン約款に定めるところによります。</p> <p>(14) 電気料金 電気料金は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額、および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電気料金プラン約款で定める割引制度を適用する場合の料金は、割引前料金から割引額を差し引いたものといたします。</p> <p>(15) 供給地点 本小売電気事業者が、一般送配電事業者から、お客さまに電気を供給するために行う接続供給に係る電気の供給を受ける地点をいいます。</p> <p>(16) 接続供給 本小売電気事業者がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、本小売電気事業者が一般送配電事業者から受ける電気の供給をいいます。</p> <p>(17) 接続供給契約</p>	
--	--	--

<p>本小売電気事業者がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、本小売電気事業者と一般送配電事業者との接続供給に係る契約をいいます。</p> <p>(18) 託送供給等約款 接続供給契約の内容を規定する一般送配電事業者の約款で、電気事業法第18条第1項に基づき経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。</p> <p>(19) 本小売電気事業者 当社との取次委託契約にもとづきお客さまに電気を供給する小売電気事業者であるサミットエナジー株式会社(小売電気事業者登録番号A0061)をいいます。</p> <p>(20) 休日 日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日および1月4日、5月1日、12月29日、12月30日をいいます。</p> <p>(21) 営業日 休日以外の日をいいます。</p>	<p>本小売電気事業者がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、本小売電気事業者と一般送配電事業者との接続供給に係る契約をいいます。</p> <p>(18) 託送供給等約款 接続供給契約の内容を規定する一般送配電事業者の約款で、電気事業法第18条第1項にもとづき経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。</p> <p>(19) 本小売電気事業者 当社との取次委託契約にもとづきお客さまに電気を供給する小売電気事業者であるサミットエナジー株式会社(小売電気事業者登録番号A0061)をいいます。</p> <p>(20) 休日 日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日および1月4日、5月1日、12月29日、12月30日をいいます。</p> <p>(21) 営業日 休日以外の日をいいます。</p>	<p>(変更)</p>
<p>4.単位および端数処理 需給契約において使用する単位、端数処理は以下のとおりといたします。</p> <p>(1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(3) 契約電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(4) 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点第1位で四捨五入いたします。</p>	<p>4. 単位および端数処理 需給契約において使用する単位、端数処理は次のとおりといたします。</p> <p>(1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(3) 契約電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(4) 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p>	<p>(変更)</p> <p>(追加)</p>

<p>(5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。</p>	<p>(5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。</p>	
<p>6.需給契約の申込み</p> <p>(1) お客様が新たに需給契約を希望される場合は、あらかじめ需給契約の内容および託送供給等約款におけるお客様に関する事項を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって、申込みをしていただきます。この場合、当社は、以下のイからロのいずれかに定める方法により、お客様による申込みを受け付けます。</p> <p>契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約用しゃ断器の定格電流、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、供給地点特定番号および料金の支払方法等。なお、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合には当該他の小売電気事業者との需給契約におけるお客様番号等</p> <p>イ 店頭または郵送による本申込書の授受等、書面の取り交わしにより受け付ける方法</p> <p>ロ 提供するホームページ等のウェブサイトから受け付ける方法</p>	<p>6.需給契約の申込み</p> <p>(1) お客様が新たに需給契約を希望される場合は、あらかじめ需給契約の内容および託送供給等約款におけるお客様に関する事項を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって、申込みをしていただきます。この場合、当社は、<u>次のイからロのいずれかに定める方法により、お客様による申込みを受け付けます。</u></p> <p>契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約用しゃ断器の定格電流、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、供給地点特定番号および料金の支払方法等。なお、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合には当該他の小売電気事業者との需給契約におけるお客様番号等</p> <p>イ 店頭または郵送による本申込書の授受等、書面の取り交わしにより受け付ける方法</p> <p>ロ 提供するホームページ等のウェブサイトから受け付ける方法</p> <p>(2) <u>(1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客様が、本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客様の氏名、住所、支払状況等の情報（お客様を識別できる情報をいいます。）を他の小売電気事業者等へ当社が通知することがあることにあらかじめ同意していただきます。</u></p>	<p>(変更)</p> <p>(追加)</p>

<p>(2) 契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出てください、電気料金プラン約款にそれぞれ規定する決定方法に従い決定されます。</p> <p>(3) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。</p>	<p>(3) 契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出てください、電気料金プラン約款にそれぞれ規定する決定方法に従い決定されます。</p> <p>(4) <u>お客さまが当社への申込み後、電気需給が開始されるまでの期間に、申込み前にご利用されていた小売電気事業者との間で電気需給契約の契約電流、契約容量および契約電力を変更された場合、当社との契約における契約電流、契約容量および契約電力は、当該小売電気事業者との間で変更された契約電流、契約容量および契約電力に変更されます。</u></p> <p>(5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。</p> <p>(6) <u>お客さまのご都合により申込み手続きを取り止めることとなった場合、需給開始予定日より前に、当社に対しその旨を申し出てください。</u></p>	<p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p>
<p>8.需給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 需給契約は、お客さまの申込みに対して、当社が承諾したときに成立いたします。</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p>	<p>8.需給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 需給契約は、お客さまの申込みに対して、当社が承諾したときに成立いたします。</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。<u>なお、ロにもとづき契約期間が更新される場合、当社は、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間を説明し、更新後に、当社ならびに本小売電気事業者の</u></p>	<p>(追加)</p>

<p>イ 契約期間は、11（需給の開始）に基づき定められた需給開始日から、同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の末日までとします。</p> <p>ロ 契約期間満了に先だってお客さまと当社の双方が需給契約の終了または変更の申入れを行わない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。</p>	<p><u>名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が適切と判断した方法によりお知らせします。お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。</u></p> <p>イ 契約期間は、11（需給の開始）にも<u>とづき</u>定められた需給開始日から、同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の末日までとします。</p> <p>ロ 契約期間満了に先だってお客さまと当社の双方が需給契約の終了または変更の申入れを行わない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。</p>	<p>(変更)</p>
<p>9. 需要場所</p> <p>本小売電気事業者が供給した電気をお客さまが使用する場所をいい、当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、以下によります。なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に入出りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。</p> <p>(1) 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)によります。</p> <p>なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。</p> <p>(2) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。</p> <p>イ 居住用の建物の場合</p>	<p>9. 需要場所</p> <p>本小売電気事業者が供給した電気をお客さまが使用する場所をいい、当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、<u>次</u>によります。なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に入出りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。</p> <p>(1) 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)によります。</p> <p>なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。</p> <p>(2) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。</p> <p>イ 居住用の建物の場合</p>	<p>(変更)</p>

<p>1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次の(イ)から(ハ)のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1 需要場所といたします。</p> <p>(イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること</p> <p>(ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること</p> <p>(ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること</p> <p>ロ 居住用以外の建物の場合</p> <p>1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1 需要場所といたします。</p> <p>ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合</p> <p>1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。</p>	<p>1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次の(イ)から(ハ)のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1 需要場所といたします。</p> <p>(イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること</p> <p>(ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること</p> <p>(ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること</p> <p>ロ 居住用以外の建物の場合</p> <p>1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1 需要場所といたします。</p> <p>ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合</p> <p>1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。</p>	
<p>11.需給の開始</p> <p>(1) 当社は、お客さまとの需給契約が成立したときには、需給開始に必要な手続きを経たのち、電気を供給します。この場合の需給開始予定日は、以下のとおりとし、需給契約成立後すみやかに書面にてお客さまに通知します。</p> <p>イ 他の小売電気事業者からの切り替えにより需給を開始す</p>	<p>11.需給の開始</p> <p>(1) 当社は、お客さまとの需給契約が成立したときには、需給開始に必要な手続きを経たのち、電気を供給します。この場合の需給開始予定日は、<u>次</u>のとおりとし、需給契約成立後すみやかに書面にてお客さまに通知します。</p> <p>イ 他の小売電気事業者からの切り替えにより需給を開始す</p>	<p>(変更)</p>

<p>る場合は、原則として、所定の手続きを完了した後に到来する電気の検針日とします。</p> <p>ロ 引越し（転入）などの理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、お客さまの希望する日とします。ただし、いずれの事業者とも需給契約関係がない状態で当該需要場所にて電気の使用を開始し、後に当社との需給契約が成立した場合には、その使用を開始した日とします。</p> <p>(2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始予定日に本小売電気事業者から電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまとの協議のうえ、需給開始予定日を定めることとします。</p>	<p>る場合は、原則として、所定の手続きを完了した後に到来する電気の検針日とします。</p> <p>ロ 引越し（転入）などの理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、お客さまの希望する日とします。ただし、いずれの事業者とも需給契約関係がない状態で当該需要場所にて電気の使用を開始し、後に当社との需給契約が成立した場合には、その使用を開始した日とします。</p> <p>(2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始予定日に本小売電気事業者から電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまとの協議のうえ、需給開始予定日を定めることとします。</p>	
<p>23.延滞利息</p> <p>(1) お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。</p> <p>イ 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落とした場合</p> <p>ロ 料金を支払期限日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合</p> <p>(2) 延滞利息は、その計算の対象となる電気料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に一日あたり 0.0274 パーセントを乗じて計算してえた金額とします。なお、消費税等相当額は次の計算式により計算します。</p> <p style="text-align: center;">電気料金に含まれる消費税等相当額</p>	<p>23.延滞利息</p> <p>(1) お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。</p> <p>イ 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落とした場合</p> <p>ロ 料金を支払期限日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合</p> <p>(2) 延滞利息は、その計算の対象となる電気料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に一日あたり 0.0274 パーセントを乗じて計算してえた金額とします。なお、消費税等相当額は次の計算式により計算します。</p> <p style="text-align: center;">電気料金に含まれる消費税等相当額</p>	

<p style="text-align: center;">＝電気料金×消費税率÷（1+消費税率）</p> <p>(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。</p> <p>(4) 延滞利息の支払義務は、24（料金および延滞利息の支払順序）の適用にあたっては、前項の規定にもとづき、あわせて支払っていただく料金の支払義務発生日に発生したものとみなします。</p> <p>(5) 延滞利息の支払期限日は、(3)項の規定にもとづき、あわせて支払っていただく料金の支払期限日と同じとします。</p>	<p style="text-align: center;">＝電気料金×消費税率÷（1+消費税率）</p> <p>(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。</p> <p>(4) 延滞利息の支払義務は、24（料金および延滞利息の支払順序）の適用にあたっては、(3)の規定にもとづき、あわせて支払っていただく料金の支払義務発生日に発生したものとみなします。</p> <p>(5) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定にもとづき、あわせて支払っていただく料金の支払期限日と同じとします。</p>	(変更)
<p>26.適正契約の保持</p> <p>当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。</p>	<p>26.適正契約の保持</p> <p>当社は、お客さまが<u>契約電流、契約容量および契約電力</u>をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。</p>	(追加)
<p>31.施設場所の提供</p> <p>以下の場合において、一般送配電事業者から電気の供給に伴う設備の施設場所の提供を本小売電気事業者を通じ当社またはお客さまが求められた場合にはお客さまはそれらの場所を無償で提供していただくものとします。</p> <p>(1) お客さま（共同引込線による引込みで電気を供給する複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、変圧器、接続装置等の供給設備を施設する場合</p> <p>(2) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線および計量情報等を伝送するための通信装置</p>	<p>31.施設場所の提供</p> <p><u>次</u>の場合において、一般送配電事業者から電気の供給に伴う設備の施設場所の提供を本小売電気事業者を通じ当社またはお客さまが求められた場合にはお客さまはそれらの場所を無償で提供していただくものとします。</p> <p>(1) お客さま（共同引込線による引込みで電気を供給する複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、変圧器、接続装置等の供給設備を施設する場合</p> <p>(2) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線および計量情報等を伝送するための通信装置</p>	(変更)

<p>等をいいます。) および区分装置 (力率測定時間を区分する装置等をいいます。) を取付ける場合</p> <p>(3) 接続装置を施設する場合</p> <p>(4) 需要場所の電流制限器の取付けをする場合</p>	<p>等をいいます。) および区分装置 (力率測定時間を区分する装置等をいいます。) を取付ける場合</p> <p>(3) 接続装置を施設する場合</p> <p>(4) 需要場所の電流制限器の取付けをする場合</p>	
<p>32.お客様の電気工作物の使用</p> <p>お客様は、以下に掲げるお客様の所有物については、一般送配電事業者が、無償で使用することができるものとします。</p> <p>(1) お客様の負担でお客様が施設した付帯設備(お客様の土地もしくは建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客様の建物に付合する設備をいいます。)</p> <p>(2) お客様の負担でお客様が施設した、架空引込線を取り付けるために需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物</p> <p>(3) お客様の負担でお客様が施設した、地中引込線の施設上必要な次の各号の付帯設備</p> <p>イ 鉄管、暗きよ等お客様の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物(π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。)</p> <p>ロ お客様の土地または建物に施設されるハンドホール</p> <p>ハ お客様の建物の改修を必要とする設備およびお客様の工事と同時またはそれ以前に施設しなければならない設備</p> <p>ニ その他上記イからハに準ずる設備</p> <p>(4) お客様の希望によって、お客様の負担でお客様が取り付けた計量器の付属装置または変成器の2次配線等</p>	<p>32.お客様の電気工作物の使用</p> <p>お客様は、次に掲げるお客様の所有物については、一般送配電事業者が、無償で使用することができるものとします。</p> <p>(1) お客様の負担でお客様が施設した付帯設備(お客様の土地もしくは建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客様の建物に付合する設備をいいます。)</p> <p>(2) お客様の負担でお客様が施設した、架空引込線を取り付けるために需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物</p> <p>(3) お客様の負担でお客様が施設した、地中引込線の施設上必要な次の付帯設備</p> <p>イ 鉄管、暗きよ等お客様の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物(π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。)</p> <p>ロ お客様の土地または建物に施設されるハンドホール</p> <p>ハ お客様の建物の改修を必要とする設備およびお客様の工事と同時またはそれ以前に施設しなければならない設備</p> <p>ニ その他上記イからハに準ずる設備</p> <p>(4) お客様の希望によって、お客様の負担でお客様が取り付けた計量器の付属装置または変成器の2次配線等</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

<p>(5) 一般送配電事業者が記録型計量器に記録された計量値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することを求めた場合における当該お客さまの電気工作物</p>	<p>(5) 一般送配電事業者が記録型計量器に記録された計量値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することを求めた場合における当該お客さまの電気工作物</p>	
<p>37. 損害賠償の免責</p> <p>(1) 36 (供給の中止) によって電気の供給が中止された場合で、それが当社および本小売電気事業者の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(2) 33 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合または43 (解除等) によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社および本小売電気事業者の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>	<p>37. 損害賠償の免責</p> <p>(1) 36 (供給の中止) によって電気の供給が中止された場合で、それが当社および本小売電気事業者の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(2) 33 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合または43 (解除等) によって需給契約を<u>解除</u>した場合もしくは需給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社および本小売電気事業者の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>	<p>(変更)</p>
<p>39. 需給契約の変更</p> <p>お客さまが本申込書記載の内容の変更を希望される場合は、II (契約の申込み) に定める新たに需給契約を希望される場合の規定に準じて行うものといたします。</p> <p>契約種別、契約電流、契約容量および契約電力を変更する場合は、変更後の契約は、当社が変更申込みを承諾した後の最初の料金算定期間より適用いたします。</p> <p>ただし、お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流、契約容量および契約電力を新たに設定もしくは変更した後、1年間は変更することはできません。</p>	<p>39. 需給契約の変更</p> <p>お客さまが本申込書記載の内容の変更を希望される場合は、II (契約の申込み) に定める新たに需給契約を希望される場合の規定に準じて行うものといたします。</p> <p>契約種別<u>または</u>契約電流、契約容量および契約電力を変更する場合は、変更後の契約は、当社が変更申込みを承諾した後の最初の料金算定期間より適用いたします。</p> <p>ただし、お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流、契約容量および契約電力を新たに設定もしくは変更した後、1年間は変更することはできません。</p>	<p>(変更)</p>

<p>41.需給契約の終了</p> <p>(1) 引越し（転出）等の理由による需給契約の終了</p> <p>お客さまが、引越し等の理由により需給契約を終了しようとする場合は、あらかじめその終了を希望する日の2営業日前までに、当社所定の方法で当社に申し出ていただきます。当社は、お客さまの申し出をもとに、一般送配電事業者に対して、終了希望日に需給契約を終了するために必要な手続きを行います。</p> <p>需給契約は、43（解除等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された契約終了希望日に終了いたします。</p> <p>イ 当社がお客さまの終了の申し出を、実際に使用を廃止した日以降に受けた場合は、原則としてその申し出を受け付けた日（当社が定める休日である場合には、その直後の当社が定める休日以外の日となります。）を契約終了日とします。</p> <p>ロ 当社の責めとならない理由（災害等不可抗力による場合を除きます。）により需給契約を終了するために必要な処置ができない場合は、<u>電気需給契約は終了するための処置が可能になった日を契約終了日とします。</u></p> <p>(2) 他の小売電気事業者への契約切り替えによる終了</p> <p>お客さまが当社との需給契約を終了し、新たに他の小売電気事業者から電気供給を受ける場合には、新たな小売電気事業者に対し契約の申し込みをしていただきます。当社は、当該小売電気事業者を通じ電力広域的運営推進機関のシステムを経由して、お客さまからの依頼を受けた時は、お客さまと当社との需給契約を終了するために必要な処置を行います。この場合、需給契約は、電力広域的運営推進機関から通知される新たな小売電気事業者からお客さまへの電気の供給が開始される日を契約終了日とします。</p> <p>(3) (1)項に基づく需給契約の終了が、お客さまがその需要場所での電</p>	<p>41.需給契約の終了</p> <p>(1) 引越し（転出）等の理由による需給契約の終了</p> <p>お客さまが、引越し等の理由により需給契約を終了しようとする場合は、あらかじめその終了を希望する日の2営業日前までに、当社所定の方法で当社に申し出ていただきます。当社は、お客さまの申し出をもとに、一般送配電事業者に対して、終了希望日に需給契約を終了するために必要な手続きを行います。</p> <p>需給契約は、43（解除等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された契約終了希望日に終了いたします。</p> <p>イ 当社がお客さまの終了の申し出を、実際に使用を廃止した日以降に受けた場合は、原則としてその申し出を受け付けた日（当社が定める休日である場合には、その直後の当社が定める休日以外の日となります。）を契約終了日とします。</p> <p>ロ 当社の責めとならない理由（災害等不可抗力による場合を除きます。）により需給契約を終了するために必要な処置ができない場合は、終了するための処置が可能になった日を契約終了日とします。</p> <p>(2) 他の小売電気事業者への契約切り替えによる終了</p> <p>お客さまが当社との需給契約を終了し、新たに他の小売電気事業者から電気供給を受ける場合には、新たな小売電気事業者に対し契約の申し込みをしていただきます。当社は、当該小売電気事業者を通じ電力広域的運営推進機関のシステムを経由して、お客さまからの依頼を受けた時は、お客さまと当社との需給契約を終了するために必要な処置を行います。この場合は、<u>電力広域的運営推進機関から通知される新たな小売電気事業者からお客さまへの電気の供給が開始される前日</u>を契約終了日とします。</p> <p>(3) (1)に基づく需給契約の終了が、お客さまがその需要場所での電気</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
--	---	-------------------------------------

<p>気の供給を受けないことを理由とする場合、一般送配電事業者により、一般送配電事業者の設備またはお客さまの電気設備において、お客さまへの電気の供給を終了させるための必要な処置が行われます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。</p>	<p>の供給を受けないことを理由とする場合、一般送配電事業者により、一般送配電事業者の設備またはお客さまの電気設備において、お客さまへの電気の供給を終了させるための必要な処置が行われます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。</p>	
<p>42.需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算</p> <p>(1) お客さまが契約容量もしくは契約電力を新たに設定または増加後1年に満たないで需給契約が終了する場合、またはお客さまが契約電力を減少しようとされる場合において、本小売電気事業者がお客さまに電気を供給するための一般送配電事業者との間の接続供給契約に基づいて当該一般送配電事業者から料金および工事費の精算を求められる場合には、当社は本小売電気事業者からの請求を踏まえその精算金相当額およびその支払いに必要な手数料をお客さまより申し受けます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。</p> <p>(2) お客さまが電気の使用を開始され、その後契約容量もしくは契約電力の変更または需給契約が終了する場合に、本小売電気事業者がお客さまに電気を供給するための一般送配電事業者との間の接続供給契約に基づいて当該一般送配電事業者から料金および工事費の精算を求められる場合には、当社は本小売電気事業者からの請求を踏まえ、その精算金相当額およびその支払いに必要な手数料をお客さまより申し受けます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。</p>	<p>42.需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算</p> <p>(1) お客さまが<u>契約電流、契約容量および契約電力</u>を新たに設定または増加後1年に満たないで、需給契約が終了する場合またはお客さまが<u>契約電流、契約容量および契約電力</u>を減少しようとされる場合において、本小売電気事業者がお客さまに電気を供給するための一般送配電事業者との間の接続供給契約に基づいて当該一般送配電事業者から料金および工事費の精算を求められる場合には、当社は本小売電気事業者からの請求を踏まえその精算金相当額およびその支払いに必要な手数料をお客さまより申し受けます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。</p> <p>(2) お客さまが電気の使用を開始され、その後、<u>契約電流、契約容量および契約電力</u>の変更または需給契約が終了する場合に、本小売電気事業者がお客さまに電気を供給するための一般送配電事業者との間の接続供給契約に基づいて当該一般送配電事業者から料金および工事費の精算を求められる場合には、当社は本小売電気事業者からの請求を踏まえ、その精算金相当額およびその支払いに必要な手数料をお客さまより申し受けます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。</p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>

43.解除等

(1) 当社は、お客さまが次の各号にかかげる事由に該当する場合には、需給契約を解除することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

なお、需給契約を解除する場合には、あらかじめその旨を解除日とともに予告し、お客さまに対して①需給契約の解除後無契約となった場合には電気の供給が停止すること、および②お客さまが希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者または一般送配電事業者から電気の供給を受けることができることを書面により説明いたします。

イ 支払義務発生日（18（料金の支払い義務および支払い）(4)の規定が適用される場合は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日）の翌日から起算して50日（支払義務発生日の翌日から起算して50日目が休日の場合は、その直後の休日でない日とします。）を経過してもなお料金または延滞利息のお支払いがない場合

ロ 当社と他の需給契約またはガスの使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金についてイの事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合

ハ この需給契約にもとづいてお支払いを求めた料金または延滞利息以外の債務について、支払期限日を経過してもお支払いがない場合

ニ 当社の媒介または代理を業として行う者との契約の料金支払債務その他の債務について、支払期限日を経過してもお支払いがない場合

ホ 当社による需給契約の承諾の意思表示の後、20（料金の口座振替）(2)および21（料金のクレジットカード払い）(2)の申込書に不備があることが判明し、口座振替およびクレジットカード払いの申

43.解除等

(1) 当社は、お客さまが次にかかげる事由に該当する場合には、需給契約を解除することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

なお、需給契約を解除する場合には、あらかじめその旨を解除日とともに予告し、お客さまに対して①需給契約の解除後無契約となった場合には電気の供給が停止すること、および②お客さまが希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者または一般送配電事業者から電気の供給を受けることができることを書面により説明いたします。

イ 支払義務発生日（18（料金の支払い義務および支払い）(4)の規定が適用される場合は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日）の翌日から起算して50日（支払義務発生日の翌日から起算して50日目が休日の場合は、その直後の休日でない日とします。）を経過してもなお料金または延滞利息のお支払いがない場合

ロ 当社と他の需給契約またはガスの使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金についてイの事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合

ハ この需給契約にもとづいてお支払いを求めた料金または延滞利息以外の債務について、支払期限日を経過してもお支払いがない場合

ニ 当社の媒介または代理を業として行う者との契約の料金支払債務その他の債務について、支払期限日を経過してもお支払いがない場合

ホ 当社による需給契約の承諾の意思表示の後、20（料金の口座振替）(2)および21（料金のクレジットカード払い）(2)の申込書に不備があることが判明し、口座振替およびクレジットカード払いの申

(変更)

<p>込手続きを完了できない場合</p> <p>へ 33（供給の停止）によって、電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合</p> <p>ト 需給契約の条項（49（反社会的勢力との取引排除）を含みます。）に違反した場合</p> <p>(2) お客さまが当社に需給契約終了の通知をしない場合であっても、すでに転居されている等明らかに電気の使用を終了したと認められるときは、当社または一般送配電事業者がお客さまに対する電気の供給を終了させるための措置をとることがあります。この場合、この措置をとった日に需給契約の解除があったものといたします。</p>	<p>込手続きを完了できない場合</p> <p>へ <u>26（適正契約の保持）によって、変更を依頼されたお客さまが当社の定めた期日までにその変更を行わない場合</u></p> <p>ト 33（供給の停止）によって、電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合</p> <p>チ <u>仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受けた場合</u></p> <p>リ <u>振出し、引受け、裏書きした手形または小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合</u></p> <p>ヌ <u>破産、特別精算、民事再生、会社更生もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行った場合</u></p> <p>ル 需給契約の条項（50（反社会的勢力との取引排除）を含みます。）に違反した場合</p> <p>ヲ <u>本約款等および託送約款、関連法令、条例、規則等に反した場合</u></p> <p>(2) お客さまが当社に需給契約終了の通知をしない場合であっても、すでに転居されている等明らかに電気の使用を終了したと認められるときは、当社または一般送配電事業者がお客さまに対する電気の供給を終了させるための措置をとることがあります。この場合、この措置をとった日に需給契約の解除があったものといたします。</p>	<p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p>
<p>46.供給設備の工事費等の負担</p> <p>(1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これに伴いもしくは供給設備のお客さまに電気を供給するために必要な設備（以下、「供給設備等」といいます。）を新たに施設する場合、もしくはお客さまの希望によって供給設備等を変更する場合において、本小売電気事業者が接続供給契約に基づいて一般送配電事業者より工事費その他の費用（以下、「工事費等」</p>	<p>46.供給設備の工事費等の負担</p> <p>(1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これに伴いもしくは供給設備のお客さまに電気を供給するために必要な設備（以下、「供給設備等」といいます。）を新たに施設する場合、もしくはお客さまの希望によって供給設備等を変更する場合において、本小売電気事業者が接続供給契約に基づいて一般送配電事業者より工事費その他の費用（以下、「工事費等」</p>	<p>(変更)</p>

<p>といます。)の負担を求められる場合、または本小売電気事業者がこれらの設備の施設を求められる場合には、当社は、本小売電気事業者による請求を踏まえお客さまよりその工事費等もしくは当社による施設にかかった費用(本小売電気事業者から工事費等相当額の負担を求められる場合にあつては、その支払いに必要な手数料を含みます。以下(3)項において同様とします。)を申し受けます。</p> <p>(2) 電気の供給に必要な設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を終了または変更される場合は、当社は、本小売電気事業者が接続供給契約に基づいて一般送配電事業者から請求された工事費等およびその支払いに必要な手数料相当額を、本小売電気事業者による請求を踏まえお客さまより申し受けます。</p> <p>(3) その他お客さまの事情により、本小売電気事業者が一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められ、または本小売電気事業者が施設することを求められる場合には、当社は、本小売電気事業者による請求を踏まえお客さまよりその工事費等または当社による施設にかかった費用を申し受けます。</p> <p>(4) 工事費負担金およびその支払いに必要な手数料についてはその都度、当社が指定した金融機関等を通じて振込みの方法により支払っていただきます。</p>	<p>といます。)の負担を求められる場合、または本小売電気事業者がこれらの設備の施設を求められる場合には、当社は、本小売電気事業者による請求を踏まえお客さまよりその工事費等もしくは当社による施設にかかった費用(本小売電気事業者から工事費等相当額の負担を求められる場合にあつては、その支払いに必要な手数料を含みます。以下(3)において同様とします。)を申し受けます。</p> <p>(2) 電気の供給に必要な設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を終了または変更される場合は、当社は、本小売電気事業者が接続供給契約に基づいて一般送配電事業者から請求された工事費等およびその支払いに必要な手数料相当額を、本小売電気事業者による請求を踏まえお客さまより申し受けます。</p> <p>(3) その他お客さまの事情により、本小売電気事業者が一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められ、または本小売電気事業者が施設することを求められる場合には、当社は、本小売電気事業者による請求を踏まえお客さまよりその工事費等または当社による施設にかかった費用を申し受けます。</p> <p>(4) 工事費負担金およびその支払いに必要な手数料についてはその都度、当社が指定した金融機関等を通じて振込みの方法により支払っていただきます。</p>	
	<p><u>49.管轄裁判所</u> <u>需給契約に関する一切の訴訟については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。</u></p>	(追加)

<p>49.反社会勢力等との取引排除</p> <p>当社およびお客さまは、以下の各号について表明し、保証するものとします。</p> <p>(1) 自己または自己の代表者、責任者、実質的に経営権を有する者(以下、「自己の代表者等」といいます。)が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、総称して「反社会的勢力」といいます。)ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのようなことはないこと。</p> <p>(2) 反社会的勢力が自己または自己の代表者等の経営に実質的に関与していないこと。</p> <p>(3) 自己または自己の代表者等が、反社会的勢力を利用していないこと。</p> <p>(4) 自己または自己の代表者等が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていないこと。</p> <p>(5) 自己または自己の代表者等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。</p> <p>(6) 自己または自己の代表者等が、自らまたは第三者を利用して、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いていないこと。</p>	<p>50.反社会勢力等との取引排除</p> <p>当社およびお客さまは、次について表明し、保証するものとします。</p> <p>(1) 自己または自己の代表者、責任者、実質的に経営権を有する者(以下、「自己の代表者等」といいます。)が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、総称して「反社会的勢力」といいます。)ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのようなことはないこと。</p> <p>(2) 反社会的勢力が自己または自己の代表者等の経営に実質的に関与していないこと。</p> <p>(3) 自己または自己の代表者等が、反社会的勢力を利用していないこと。</p> <p>(4) 自己または自己の代表者等が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていないこと。</p> <p>(5) 自己または自己の代表者等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。</p> <p>(6) 自己または自己の代表者等が、自らまたは第三者を利用して、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いていないこと。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
<p>附則</p> <p>1 この約款の実施期日</p> <p>本約款は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。</p>	<p>附則</p> <p>1 この約款の実施期日</p> <p>本約款は、平成 29 年 3 月 1 日から実施します。</p>	<p>(変更)</p>
<p>2 需要場所についての特別措置</p> <p>(1) 適用</p> <p>特例設備 ((3)で定義するところによります。)が施設された区域または部分のお客さまから、この特別措置の適用の申出がある場合は、当社および一般送配電事業者との協議の結果、本約款の他の定</p>	<p>2 需要場所についての特別措置</p> <p>(1) 適用</p> <p>特例設備 ((3)で定義するところによります。)が施設された区域または部分のお客さまから、この特別措置の適用の申出がある場合は、当社および一般送配電事業者との協議の結果、本約款の他の定</p>	

<p>めによらず、託送供給等約款にもとづき、特別に需要場所を定めることがあります。</p> <p>(2) 工事費の負担</p> <p>前号にともない一般送配電事業者が新たに供給地点への供給設備を施設するときには、本約款の他の定めにかかわらず、託送供給等約款にもとづき本小売電気事業者が一般送配電事業者から請求を受け、当社が本小売電気事業者から請求を受ける工事費の全額を工事費負担金としてお客さまが負担するものとします。</p> <p>(3) 特例設備は、以下のものをいいます。</p> <p>イ 急速充電設備等</p> <p>電気事業法施行規則附則第 17 条第 1 項第 1 号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な負荷設備その他これに準ずるもの。</p> <p>ロ 認定発電設備等</p> <p>電気事業法施行規則附則第 17 条第 1 項第 2 号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な負荷設備その他これに準ずるもの。</p>	<p>めによらず、託送供給等約款にもとづき、特別に需要場所を定めることがあります。</p> <p>(2) 工事費の負担</p> <p><u>(1)</u>にともない一般送配電事業者が新たに供給地点への供給設備を施設するときには、本約款の他の定めにかかわらず、託送供給等約款にもとづき本小売電気事業者が一般送配電事業者から請求を受け、当社が本小売電気事業者から請求を受ける工事費の全額を工事費負担金としてお客さまが負担するものとします。</p> <p>(3) 特例設備は、<u>次</u>のものをいいます。</p> <p>イ 急速充電設備等</p> <p>電気事業法施行規則附則第 17 条第 1 項第 1 号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な負荷設備その他これに準ずるもの。</p> <p>ロ 認定発電設備等</p> <p>電気事業法施行規則附則第 17 条第 1 項第 2 号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な負荷設備その他これに準ずるもの。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
---	---	-------------------------